

「ふるさと納税研究会」報告書 骨子案

はじめに

総 括

1. 「ふるさと納税」の意義

- ・ 「ふるさと納税」の提案
- ・ 「ふるさと納税」を巡る論議
- ・ 「ふるさと納税」の三つの意義
 - ① 納税者の選択
 - ② 「ふるさと」の大切さ
 - ③ 自治意識の陶冶

2. わかりやすく、使いやすい仕組みを目指して

- (1) 「ふるさと」の概念
- (2) 寄附税制の活用
- (3) 税額控除と手続の簡素化
- (4) 寄附を受ける地方団体の説明努力

本 論

I これまでの制度と「ふるさと納税」論議

- ・ これまでの「ふるさと納税」導入に関する議論
- ・ 平成6年度に創設された「ふるさと寄附金控除」制度
- ・ 「ふるさと」納税論議の高まりを踏まえ、「税」を分割する方式の可否を含め、「分かりやすく、使いやすい」仕組みづくりを検討

Ⅱ 制度設計上の論点

1. 「ふるさと」の概念

- ・ 出生地等の地域などに恩返ししたい、貢献したい、二地域居住先の地域などを応援したい
- ・ 納税者の選択を尊重する観点から、「ふるさと」は限定すべきでない
- ・ 「ふるさと」の定義如何では、要件の確認・認定が事務的に困難

2. 「税」を分割する方式の可能性

(1) 受益と負担

- ・ 租税は当該年度の行政サービスの財源
- ・ 個人住民税の住所地主義
- ・ 住所地以外の地方団体と受益関係の存否
- ・ 現行法体系下におけるライフサイクルバランス論による課税の可能性

(2) 課税権

- ・ 住所地以外の地方団体の個人住民税の課税権を認めることの困難性
- ・ 滞納発生時の徴収責任の複雑性
- ・ 条例の効力の及ぶ範囲との関係

(3) 租税の強制性

- ・ 租税は、強制的に国民の富の一部を国家・地方団体の手に移す手段
- ・ 納税者による納付先の選択を可能とする仕組みと租税の強制性との関係

(4) 住民間の公平性

- ・ 「ふるさと納税」した者としらない者との間の公平性
- ・ 政策の合理性及び措置の有効性を勘案した公平性の侵害の程度

Ⅲ 寄附金控除方式による「ふるさと納税」制度の検討

以上の検討結果を踏まえ、「税」の分割は行わず「寄附金」税制を活用することとし、以下の論点を検討

1. 控除方式の在り方

- ・ 寄附金控除の効果を高めることが可能な税額控除方式とすべき

2. 税額控除方式とする場合の個別の検討課題

(1) 税額控除の割合

- ・ (調整中)

※ 所得税との関係も考慮することが必要

(2) 控除対象となる税

- ・ 納税者は、控除対象となる税についての意識はほとんどない
- ・ 道府県民税、市町村民税双方から控除する仕組みを維持することが自然

(3) 税額控除の上限額

- ・ 個人住民税の性格等から上限額の設定は必要
- ・ 高率の税額控除であり、公平性の観点からも税額の1割程度が妥当か
- ・ 上限額を超える部分も、これまでと同等程度の税額軽減はすべき

(4) 適用下限額

- ・ 高いほど寄附金額に対する税額の軽減率は低下
- ・ 税務執行上の煩雑さ、所得税の状況等を勘案し、引き下げるべき
- ・ 下限額を超えた場合は下限額以下の部分も控除対象とする考え方もある。
ただし、税額と寄附金額を合わせた負担額についての逆転現象が生じる

3. 手続の簡素化

- ・ 個人住民税における簡易な申告方式を検討
- ・ 寄附手続の「見える化」のための工夫について検討すべき

4. 地方交付税における取扱い

- ・ 「ふるさと納税」の趣旨を踏まえ、寄附を受けた地方団体の地方交付税が減少しないように措置すべき

IV 地方団体の説明努力

1. 寄附を受けるための自主的な努力

- ・ 地方団体は自主的に努力すべきだが、節度ある行動が求められる
- ・ 法令上の規制でなく、自主的な規制が望ましい

2. 寄附者に対する寄附金の使途の明示、報告等

- ・ 地方団体の自主的な取組みは推奨されるべき
- ・ 一律な義務付けは税法になじまない

V 国が果たすべき役割

- ・ (調整中)